

# 会津美里町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務仕様書

## 1 業務名

会津美里町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務

## 2 業務目的

本業務は、本町における「2050年温室効果ガス実質排出ゼロ」を達成するとともに、地域課題の解決に資する域内の再生可能エネルギーを最大限活用するための調査及び再生可能エネルギー導入目標の作成、その実現に向けた構想及びロードマップの策定並びに実施体制構築の検討を行うものである。また、検討結果を反映した「会津美里町地方公共団体実行計画（区域施策編）」（案）をとりまとめるものとする。

なお、本仕様書に記載のない事項でも、業務の遂行上、当然必要となる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年1月15日（水）まで

## 4 業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、本業務の実施にあたっては、環境省が公表している下記資料等に基づき適切な方法で行うこと。

- ・地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料
- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

### (1) 温室効果ガス排出量及び再生可能エネルギーに関する現状分析

区域の自然的、経済的、社会的条件を踏まえた温室効果ガス排出量、再生可能エネルギーの導入状況、及び温室効果ガス削減の取組に関する基礎情報の収集を行い、現状分析及び課題の把握を行う。

（調査項目）

- ア 地球温暖化に関する国内外の動向
- イ 町民及び事業者の温暖化に対する意識調査
- ウ 温室効果ガス排出及びエネルギー消費の現状
- エ 再生可能エネルギーの導入状況
- オ 温室効果ガス削減のための取組
- カ 地域経済の循環構造分析
- キ 地域の気候の変化と将来予測

### (2) 2050年までの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の推計

2030年を中間地点とし、部門別に、現状趨勢（BAU）及び削減対策の効果を反映した排出量を複数のパターンで推計する。

(3) 地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオ及び温室効果ガス削減目標の作成

(2)の推計値を踏まえ、2030年を中間地点とした地域の脱炭素社会の将来ビジョン、シナリオ作成、削減目標の設定を行う。

2030年目標については、国の地球温暖化対策推進計画において定められた国の削減目標と整合性を図ると共に、本町が実行可能な削減量を分析したうえで設定する。

また、検討にあたっては、脱炭素施策による地域の環境・経済・社会に係る課題の統合的な解決の視点を踏まえるものとする。

(4) 再エネ導入目標及びその他脱炭素に資する目標の作成

区域における再エネ導入ポテンシャルを調査し、将来のエネルギー消費状況や他地域との連携を踏まえたうえで、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの導入目標の設定を行う。また、その他脱炭素に資する目標についても設定の検討を行う。

(5) (3)及び(4)を実現・達成するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定

脱炭素社会の実現と地域課題の解決を同時に達成するための政策についての検討を行う。また、重要な施策に関する構想について、区域全体への水平展開を見据えた再生可能エネルギー導入のビジネスモデル創出に向けた実現可能性調査も含めて検討を行う。

(6) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討

政策が効果的に実施されるよう、適切な指標の設定を行う。また、地域脱炭素を推進するための地域のステークホルダーと連携した体制構築の検討を行う。

(7) 地方公共団体実行計画（区域施策編）（案）の作成

本業務による目標や施策等を適切に反映した地方公共団体実行計画（区域施策編）を作成する。なお、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を包含するため、気候変動影響評価を行い、気候変動のリスク・課題を分析した適応策についても盛り込むこと。

(8) 地域の合意形成を図るための会議の開催支援

地域の関係者等と合意形成を行うとともに、実効性のある計画等の検討を行うために開催される会議に必要な資料の作成及び当日の運営支援を行う。

- ・ステークホルダー会議：3回を想定
- ・庁内検討会議：3回を想定
- ・ワークショップ：1回を想定

5. 成果品

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ①業務報告書（簡易製本）          | 3部 |
| ②地方公共団体実行計画（区域施策編）（案） | 3部 |

- ③地方公共団体実行計画（区域施策編）（案）概要版 3部
- ④①～③に関連する電子データ 一式
- ⑤その他本業務に使用した各種資料の電子データ 一式

## 6. その他

- (1) 本業務は、環境省が実施する「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定しているため、当該補助金の交付規程等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。また、補助金適正化法についても十分に理解したうえで業務を行うこと。
- (2) 受託者は、業務委託の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託期間終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (3) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度、受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (4) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、本町の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (6) 成果物に契約不適合があった場合は、本町の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により事業を実施するものとする。